

## ○輪島市危険建築物除却補助金交付要綱

(令和3年3月24日告示第35号)

### (目的)

第1条 この告示は、危険建築物の危険性の排除及び市民の生活環境の保全を図るため、危険建築物を除却する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

[輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)]

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が本市の区域内(以下「市内」という。)に建築し、現に居住その他の使用がされていない建築物をいう。ただし、分譲を目的としたもの、共同住宅(戸建住宅を含む。)、長屋及び区分所有建物を除く。
- (2) 危険建築物 市が別に定める判定基準に基づき、そのまま放置すれば周囲に対して危険を及ぼす可能性があるとして判定した空家をいう。
- (3) 市内業者 市内に本店又は支店若しくは店舗を有する法人又は個人事業主をいう。

### (補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる危険建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者が法人その他の団体でないこと。
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(3) 建て替えを目的とする除却でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 危険建築物を所有する者

(2) 危険建築物を現に管理する者

(3) 危険建築物に関し利害関係を有する者(危険建築物の所有者又は共有者から除却について同意を得た者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条

第3項の規定に基づく命令を受けた者

[空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項]

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、

危険建築物の全部を除却する工事(基礎の撤去並びに当該危険建築物の解体に伴い発生する産業廃棄物の運搬及び処分を含む。)に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としな

(1) 危険建築物に附属しない塀、樹木、家財、地下埋没物その他これらに類する物の除却に要する費用

(2) 市内業者以外の者が直接行う除却に要する費用

(3) 補助対象者が自ら行う除却に要する費用

(4) 他の制度により補助金、助成金その他これらに類するものの対象となる費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、輪島市危険建築物除却補助金交付申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)その他必要書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の可否及びその額を決定したときは、輪島市危険建築物除却補助金交付(却下・変更・中止)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第9条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定後、第7条の申請書及び添付書類の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに輪島市危険建築物除却補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、そ

の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

[第7条]

- 2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、変更等の承認をすべきと認めたときは、変更等の承認をするものとする。
- 3 前項の規定による承認をした場合については、前条の規定を準用する。
- 4 交付決定者は、工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事の完了後15日以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに輪島市危険建築物除却補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に輪島市危険建築物除却補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知書を受領後速やかに輪島市危険建築物除却補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し

なければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。